**平成２４年（フ）第１５２号**
長崎県諫早市小船越町867番地45、前住所長崎県諫早市栗面町738番地11
債務者　柳井めぐみ
1　決定年月日時　平成24年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

**平成２４年（フ）第１５８号**
長崎県大村市玖島３丁目611番地10
債務者　水田裕美子
1　決定年月日時　平成24年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

**平成２４年（フ）第１６１号**
長崎県諫早市泉町42番51号　第１泉アパートＡ棟203号、前住所長崎県諫早市高来町善住寺668番地
債務者　澤久　弘美
1　決定年月日時　平成24年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

**平成２４年（フ）第１６２号**
長崎県大村市富の原１丁目1251番地10、前住所長崎市西山２丁目27番34―202号
債務者　中村　千春
1　決定年月日時　平成24年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

**平成２４年（フ）第１６４号**
長崎県大村市東本町250番地　旭アパートＡ棟10号、前住所長崎県大村市水田町731番地４　花園アパート１階Ａ室
債務者　辻　　徳文
1　決定年月日時　平成24年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

**平成２４年（フ）第１６５号**
長崎県大村市竹松本町666番地17、前住所長崎県大村市小路口町763番地19
債務者　那須ユウ子
1　決定年月日時　平成24年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

**平成２４年（フ）第１６６号**
長崎県大村市小路口本町338番地１　竹下アパートＡ１、前住所長崎県大村市小路口町763番地19
債務者　甲斐　仁美
1　決定年月日時　平成24年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

**平成２４年（フ）第１６７号**
長崎県諫早市栗面町785番地　栗面ビル405号、前住所長崎県諫早市飯盛町平古場1148番地１
債務者　菖蒲　慎司
1　決定年月日時　平成24年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

**平成２４年（フ）第７３５号**
仙台市若林区若林１丁目２番38号
債務者　伊東　　眞
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２４年（フ）第７４７号**
仙台市若林区今泉２丁目20番26号　根本アパート６
債務者　菅原　幸夫
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２４年（フ）第７２号**
富山県射水市二口2416番地
債務者　坂東　美和
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
富山地方裁判所高岡支部

**平成２４年（フ）第９７８号**
京都府宇治市広野町一里山50番地の３　ユージーハウス２－２号
債務者　益田　由紀
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２４年（フ）第１１８２号**
京都府八幡市八幡小松20番地の２　17―1705号
債務者　今井　竜次
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２４年（フ）第１２０８号**
京都市下京区小稲荷町85番地17　パティオサカタⅡ305号室
債務者　松田　正一
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２４年（フ）第１２４１号**
京都府京田辺市興戸久保38番地１　ＴＲ―33―６号館306号室、前住所京都府京田辺市草内山科８番地５　サンハイツ１－８
債務者　羽賀　節子
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２４年（フ）第１３４６号**
京都市伏見区醍醐槇ノ内町40番地28
債務者　小林由紀子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係